

大阪市教育委員会事務局  
産休代替臨時的任用職員・育児休業代替臨時的任用職員【管理栄養士】  
募集要綱

大阪市教育委員会事務局で勤務する本務職員（管理栄養士）が、産前産後休暇及び育児休業を取得する場合に代替として勤務していただく、臨時的任用職員（管理栄養士）を、次のとおり募集します。

1 募集職種  
管理栄養士

2 採用予定人数  
1 名

3 任用形態  
臨時的任用職員

4 勤務場所  
大阪市北区中之島 1－3－20 大阪市役所 3 階  
大阪市教育委員会事務局指導部保健体育担当（給食グループ）

5 任用予定期間  
産休代替臨時的任用職員 令和 8 年 11 月 12 日～令和 9 年 3 月 3 日（予定）  
育児休業代替臨時的任用職員 令和 9 年 3 月 4 日～令和 9 年 3 月 31 日（予定）  
※任用期間については、産前産後休暇及び育児休業の取得時期により変更もしくは更新となる場合があります。

6 職務内容  
（1）学校給食用食材の調達や安全性確保に関する業務  
（2）学校給食用食材の検査に関する業務  
（3）学校給食に関する電話対応  
（4）学校給食室の衛生巡回指導  
（5）その他関連する業務

7 応募資格  
（1）栄養士法（昭和 22 年法律第 245 号）に定める管理栄養士の免許を有する者  
（2）パソコンソフト（Word、Excel など）の基本的な操作ができる者  
（3）地方公務員法第 16 条（欠格条項）に該当しない者（詳細は下記「参考」参照）

【参考】地方公務員法  
（欠格条項）

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

以上（1）、（2）、（3）の応募資格を満たす者がこの試験を受けることができます。

・年齢、学歴は問いません。また、この職は日本国籍を有しない方も受験できます。

（注）日本国籍を有しない方で、就職が制限されている在留資格の方は採用されません。

## 8 勤務条件等

### (1) 勤務時間・日数

#### ① 勤務時間

午前9時から午後5時30分まで（休憩45分）

#### ② 勤務日

月曜日～金曜日（休日を除く）

### (2) 休日

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始（12月29日から1月3日まで）

### (3) 給料等

#### ① 初任給（月額）

262,044円（令和8年9月1日現在、4年制大学を卒業した場合の金額）

- ・地域手当を含みます。
- ・前歴などがある場合は、その経歴に応じて加算されることがあります。
- ・原則当月17日に支給します。

#### ② 通勤手当

上限：55,000円（1か月あたり）

- ・任用開始日（任用切替日）の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給開始となります。

#### ③ 期末勤勉手当・退職手当

本市職員基準により支給します。

#### ④ その他の手当

住居手当、扶養手当、超過勤務手当 等

### (4) 休暇

- ・年次有給休暇 8日（予定）
- ・その他特別休暇等あり

※年次有給休暇については、令和8年11月12日から令和9年3月3日（予定）の間については、7日（予定）付与となり、引き続き令和9年3月31日（予定）まで勤務される場合は加えて1日（予定）付与されます。

※臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則に基づき付与されます。

### (5) その他

- ・社会保険については、大阪市職員共済組合（短期組合員）、厚生年金保険、雇用保険に加入となります。
- ・上記（1）から（4）以外の勤務条件については、基本的に本務職員に準じたものになりますが、詳細については、採用決定後にお知らせします。
- ・地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規定の対象となります。

## 9 申込方法

次の書類等を持参または郵便等で「15 申込み・問合せ先」へ送付してください。

なお、郵便等の場合は必ず簡易書留（または簡易書留に準ずるもの）で申し込みください。

また、封筒表面に「産休代替・育児休業代替臨時的任用職員【管理栄養士】採用申込書在中」と記載してください。書類等に不備がある場合は、選考試験を受験できないことがあります。

### 【提出必要書類】

#### ① 大阪市教育委員会事務局産休代替・育児休業代替臨時的任用職員【管理栄養士】採用申込書（以下、「採用申込書」という。） 1通

- ・採用申込書は本市所定の様式をホームページからダウンロードしてください。
- ・必要事項を記入し、過去3か月以内に撮影した上半身、正面、脱帽写真を必ず貼付してください。
- ・両面印刷をしてください。
- ・記載内容に虚偽が判明した場合は、合格を取り消します。

#### ② 申し立て書 1通

- ・申し立て書は本市所定の様式をホームページからダウンロードしてください。

#### ③ 管理栄養士免許証の写し 1通

- ・書き換え手続き中である場合は、手続き中であることの証明書
- ・試験当日に原本照合を行いますので、免許証原本を御持参ください。

10 採用申込書受付期間

・郵便等で送付する場合

令和8年9月30日（水曜日）必着

・持参する場合

令和8年9月30日（水曜日）までの午前9時15分から午後5時まで

（ただし、午後0時15分から午後1時まで及び土曜日、日曜日、祝日を除く）

11 受験案内の送付

試験の時間等の詳細については、令和8年10月5日（月曜日）までに受験者メールアドレスあて通知します。なお、試験の時間等の変更には応じられません。

令和8年10月6日（火曜日）午前10時までに受験案内が届かない場合は同日午後5時までに「15 申込み・問合せ先」へ連絡してください。

12 選考試験

（1）論文試験（申込の際に提出していただくものです。）

（2）口述試験（面接）

① 日時

令和8年10月9日（金曜日）

② 場所

大阪市教育委員会事務局（所在地：大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所3階）

※原則として面接日時等の変更には応じられません。

③ その他

試験当日に管理栄養士免許証原本を御持参ください。

原本を確認できなかった場合、不合格となる場合があります。

13 選考結果の通知等

（1）選考結果の通知

選考結果については、受験者全員に対し、口述試験終了後、令和8年10月16日（金曜日）までにメールにて通知する予定です。

（2）任用の連絡

この選考試験の合格者は「大阪市教育委員会事務局産休代替・育児休業代替臨時的任用職員【管理栄養士】採用候補者名簿」（以下、「採用候補者名簿」という。）に登録され、成績上位の方から任用の連絡を行います。

※本人の都合により任用を辞退された場合は、採用候補者名簿から削除となります。

※採用候補者名簿の登録期間は、令和9年3月31日までとなります。

※採用候補者名簿に登録されても採用されない場合があります。

14 その他

（1）この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。

（2）受験に際して大阪市が収集した個人情報や職員採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例に基づき適正に管理します。

（3）提出された書類等に不備がある場合やすべての書類がそろっていない場合は、選考試験を受験できないことがありますので注意してください。

15 申込み・問合せ先

〒530-8201

大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所3階

大阪市教育委員会事務局指導部保健体育担当給食グループ

電話：06-6208-9143 （担当：林・森田）